

タカシマヤセゾンカード特約

第1条(カード名称等)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)と株式会社高島屋(以下「タカシマヤ」という)が提携して発行し、当社が運営するクレジットカード機能とタカシマヤが運営するポイントプログラムの機能を兼ね揃えるカードをタカシマヤセゾンカード(以下「本カード」という)と称します。本カードのうち、クレジットカード部分の契約当事者は当社とし、ポイントプログラムに関する部分の契約当事者はタカシマヤとします。

第2条(カードの発行)

お客様が、本特約とセゾンカード規約を承認し本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

第3条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が齟齬する場合は、本特約を優先いたします。

第4条(有効期限に関する特約)

本特約第1条に定めるタカシマヤと当社との提携関係が終了しても、有効期限内は本カードの機能等は有効とします。

第5条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。